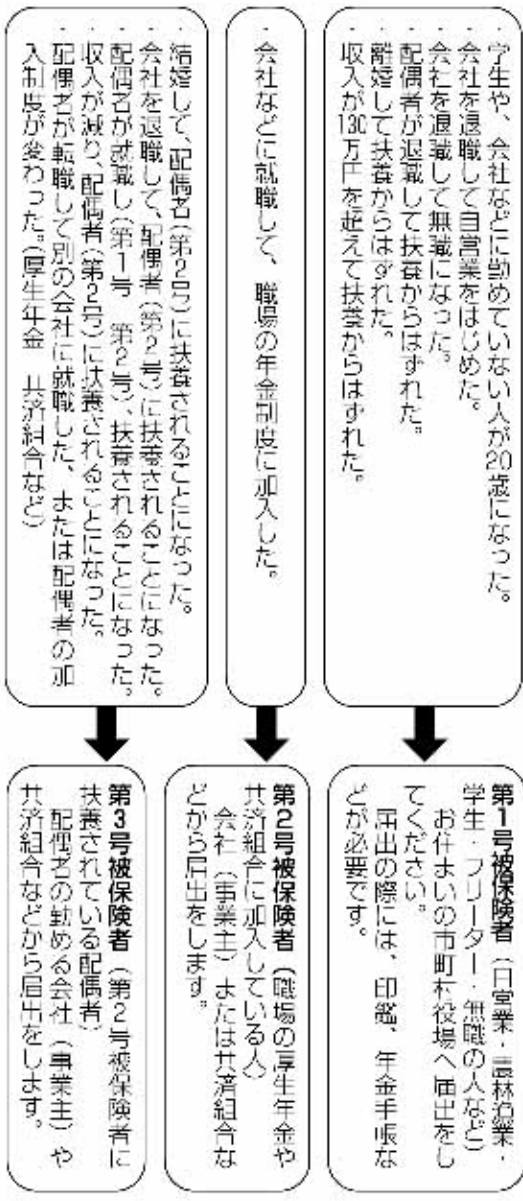


異動があった場合は国民年金の届出をお忘れなく

国民年金の加入者は、職業などにより3種類に分かれています。ライフスタイルが変わると、国民年金の種別も変わる場合がありますので、その際には届出忘れのないようご注意ください。



第3号被保険者の特例届出

第3号被保険者の届出が遅れると、2年前までの期間は第3号被保険者となり保険料納付済の取扱いになりますが、それ以前の期間は、保険料未納の取扱いとなっております。

平成17年4月から、このような期間については特例的に届出ができるようになっており、届出をしていただくと、2年以上さかのほった期間も保険料納付済の取扱いとなり、将来その分の年金も受け取ることができるようになります。詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

休日・時間外の年金相談のお知らせ(6月)

○第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所に於いて、19時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

また、高知東社会保険事務所では、第2月曜日以外にも毎週月曜日に19時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

○6月11日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

また、高知東社会保険事務所及び高知西社会保険事務所では、6月18日(土)も9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないと思われるので、どうぞお気軽にご利用ください。

◎国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

◎国民年金保険料の納付は、便利でお得な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先
高知西社会保険事務所 電話 875 1717

6月には次の手続きをしてください。

児童手当現況届の提出

毎年6月は児童手当現況届の時期です。現在、児童手当を受給されている方は、必ず現況届の提出をお願いします。

【必要なもの】

- ① 認め印
- ② 保険証 (国民年金加入者は必要ありません。)
- ③ 年金加入証明書 (該当者のみ) 加入年金が国民年金から厚生年金等に変更になった方。用紙は町民課・各総合支所住民課にありますので、連絡してください。
- ④ 児童手当所得証明書 (該当者のみ)

今年の1月1日以降にいの町に転入された方

※保険証をお持ちでない方には、受給者証は発行できません。

【期間】
6月13日(月)～
6月30日(木)

※上記は受け付けておりません。

【場所】
町民課
各総合支所住民課

問い合わせ先
町民課
電話 893-1117
吾北総合支所住民課
電話 867-2300
本川総合支所住民課
電話 869 2112

母子家庭医療受給者証更新・申請

毎年6月は母子家庭医療費受給者証の更新の時期です。受給者の方がお持ちの受給者証は、有効期限が6月末までとなっておりますので、更新